

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案

旧	新
第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第95条 1～5 (略)	第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第95条 1～5 (略) 6 接続申込者は、第10条の3第1項に規定する相互接続点の調査及び設置の申込みと同時に本条第3項に規定する自前工事の申込みを行うことができるものとします。この場合において、当社は、接続申込者の相互接続点の調査及び設置申込みについて、全て提供可能である旨の回答を行ったときに限り、第3項に規定する自前工事の申込みの承諾を行うものとします。 附 則 この改正規定は、<u>当社の準備が整い次第、令和2年12月14日から実施します。</u>